

## 令和3年度第3回富山県環境審議会水環境専門部会 議事概要

### 1 日時

令和4年3月7日（月）10時から10時45分まで

### 2 場所

富山県民会館 509 会議室

### 3 出席者

委員等：楠井専門部会長、加賀谷委員、松浦特別委員（代理：国土交通省北陸地方整備局企画部 山岸環境調整官）、倉光専門員、高橋専門員、袋布専門員、手計専門員、中山専門員、藤縄専門員

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、楠井部会長以外の委員等はウェブ会議ツールにより出席

事務局：林生活環境文化部次長、中山環境保全課長ほか

### 4 議事

富山県水質環境計画の改定について

### 5 主な意見、質疑応答

【委員等】資料1の6番の水質汚濁事故対策に関する意見について、例えば庄川や神通川の上流、岐阜県内で水質汚濁事故が発生した場合、対応はどうか。

【事務局】県を跨ぐ場合については、富山一級水系水質汚濁対策連絡協議会の枠組みのもと、国土交通省、岐阜県、富山県等が連携して事故対応を行っているため、その中で連携強化を図っていきたい。

【委員等】資料2の16ページの面源負荷対策に森林地域対策が記載されている。しかし、森林地域対策の多くは水質汚濁防止の面源負荷対策より、むしろエ（20ページ）の水域の保全等に当てはまるのではないかと。

【事務局】内容を見直し、適切に割り振る。

【委員等】資料2の15ページの（エ）に調査研究の主体として、富山大学と環日本海環境協力センターが書かれている。一方、参考資料2には環境科学センターも記載されている。この意図は何か。

【事務局】環境科学センターは県の機関であるため、資料2では記載していない。資料2と参考資料2で内容がそろっていないため、記載方法について検討する。

【委員等】参考資料2の㊦、㊧の意味は何か。

【事務局】それぞれ現行計画と比較して、新規事業、拡充した事業を示している。

**【委員等】**パブリックコメントに対応して巻末にデータを加えるということだが、本文に巻末データ参照と記載を入れてほしい。

**【事務局】**記載する。

**【委員等】**資料1の3ページに、海域における水質環境基準の類型指定について記載されている。神通川河口海域（甲）については、小矢部川河口海域（甲）と比較して複雑な定義になっている。これはなぜか。

**【事務局】**神通川河口に防波堤があるため、このような定義になったものである。

**【委員等】**先ほどの意見のとおりだが、森林地域対策を面源負荷対策の中だけに記載するのは適当ではない。森林には、水源涵養、洪水緩和、そして水質形成あるいは水質維持という大きな3つの役割があり、そういう大きなくくりでとらえた方がいい。

**【事務局】**適切な構成になるよう修正する。

**【委員等】**資料2の19ページ、海洋教育ウェブアプリのところに「海の汚れ」と記載があるが、最近では海洋プラスチック汚染が懸念されている。内陸より外洋からの影響の方が大きいと思うが、県では漂着物の状況をどう把握しているか。

**【委員等】**富山県の場合は県内に漂着するごみの大体8割は陸域つまり県内由来である。漂着物対策は別の「富山県海岸漂着物対策推進協議会」で取り組まれている。

**【事務局】**委員等指摘のとおり、県内では漂着物調査の結果、陸域からの影響が8割とされているため、河川でのごみの発生抑制に向けた啓発活動を進めている。

- 富山県水質環境計画の改定については、改定案を一部修正し、環境審議会に報告することとされた。